

被災公文書等修復支援事業の実施について

独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）は、東日本大震災により被災した岩手県及び宮城県下の各市町（岩手県：陸前高田市・山田町、宮城県：気仙沼市・仙台市・石巻市（女川町分も含んで実施））において、内閣府から被災公文書等修復支援事業費補助金を受けて、被災公文書等修復支援事業を実施します。

本事業は、被災自治体からの要請に基づき、実際に被災した公文書等の修復作業を通じた研修を行うものであり、同事業によって、現地において被災公文書等の修復に当たる人材を育成することにより、各自治体における被災公文書等の早急な修復を支援することとしております。

なお、本事業は、被災地自治体に負担金を求めるものではありません。また、被災地域の方々を雇用することとしております。

（事業の概要）

1. 実施期間及び場所

	実施期間	場 所
陸前高田市	1/16～3/ 9（土日祝日を除く40日間）	旧矢作小学校
気仙沼市	1/16～3/ 9（土日祝日を除く40日間）	唐桑幼稚園
仙 台 市	1/23～3/ 2（土日祝日を除く30日間）	仙台市博物館、仙台市消防局若林消防署
石 巻 市 （女川町含む）	2/ 6～3/30（土日祝日を除く39日間）	旧石巻市庁舎
山 田 町	2/20～3/30（土日祝日を除く29日間）	旧さくら幼稚園

2. 事業内容

- ・館職員及び外部講師（東京文書救援隊）を派遣し、被災公文書等の洗浄、乾燥、搬出、整理等を通じた研修を実施。
- ・館は、修復研修生を公募し、市の推薦に基づき採用。
- ・初日は、修復研修生に修復に必要な技術を習得させるため、スキルトレーニングを実施。
- ・館は事業の遂行上必要となる教材を準備。
- ・修復作業においては、東京文書救援隊の考案した修復システムを活用。

3. 事業主体

独立行政法人国立公文書館